

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

秩父市長

市町村名 (市町村コード)	秩父市 (11207)
地域名 (地域内農業集落名)	荒川上田野地区 (上石原、糶屋、栃久保、船川、半縄、越、坂口、事上)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年9月12日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は耕作者の高齢化が進んでいるほか、農業後継者が確定していない土地も多いため、将来の担い手確保が課題となっている。また、個人の農地が点在し、一体利用できないため作付効率が悪く、収量が少ない。獣害が多く発生しており、生産意欲が低下するため、対策が急務である。離農も多く、太陽光発電施設への転用が多発している。

(2) 地域における農業の将来の在り方

積極的な農地中間管理事業を推進し、貸し出しを行って耕作放棄地の発生を防ぐ。地元集落営農組織によるそばを中心に集積・集約化による生産拡大を図り、地域の農業を守っていく。その一方で、そばだけでなく景観作物や秩父をアピールできるような作物の生産拡大を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	51 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	29 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	- ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行える区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用し、地域の実情に合わせた農地集積・集約を進めていく。借り手が不足しており、メリットやデメリットを含めて周知を検討しながら進める。家庭菜園として貸し出すことが可能かなど、農地保全のため多様な案を検討する。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地を活用して収益性の高い作物を研究し、地区に適した農業を推進する。引き続き集積・集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
窒素が多く土壌がよくないため、農地改良を検討してほしい。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
秩父農林振興センターや埼玉県農林公社、JAと連携し、地域内外から多様な経営体の参入について調整・検討していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
地域内で農作業の効率化を図るため、中心経営体へ作業委託を積極的に行い、遊休農地の発生防止を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

--